

高原町告示第28号

平成29年第2回高原町議会臨時会を次のとおり招集する

平成29年4月21日

高原町長 日高 光浩

1 期 日 平成29年5月1日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

陣 圭介君	反田 吉巳君
北迫 泉君	中村 昇君
温谷 文雄君	益本 一博君
松元 茂春君	清水 公雄君
入佐 廣登君	宮司 勳君

○5月1日に応招した議員

○応招しなかった議員

.....

.....
平成29年 第2回 高原町議会臨時会会議録（第1日）

平成29年5月1日（月曜日）
.....

議事日程（第1号）

平成29年5月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
日程第4 承認第1号 専決処分について（専決第4号） 高原町税条例の一部を改正する条例
日程第5 承認第2号 専決処分について（専決第5号） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第6 承認第3号 専決処分について（専決第6号） 平成28年度高原町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 副議長辞職願
日程第8 常任委員会委員の選任
日程第9 議会運営委員会委員の選任
日程第10 活性化対策特別委員会委員の選任
日程第11 議会だより編集委員会委員の選任
日程第12 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙
日程第13 霧島美化センター事務組合議会議員の選挙
日程第14 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦
日程第15 高原町都市計画審議会委員の推薦
日程第16 議席の一部変更
日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加議事日程（第1号の追加1）

- 追加1 日程第1 副議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 承認第1号 専決処分について（専決第4号） 高原町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第2号 専決処分について（専決第5号） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分について（専決第6号） 平成28年度高原町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 副議長辞職願
- 日程第8 常任委員会委員の選任
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任
- 日程第10 活性化対策特別委員会委員の選任
- 日程第11 議会だより編集委員会委員の選任
- 日程第12 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 霧島美化センター事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦
- 日程第15 高原町都市計画審議会委員の推薦
- 日程第16 議席の一部変更
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加議事日程（第1号の追加1）

追加1 日程第1 副議長の選挙

出席議員（10名）

1番 陣 圭介君	2番 反田 吉巳君
3番 北迫 泉君	4番 中村 昇君
5番 温谷 文雄君	6番 益本 一博君
7番 松元 茂春君	8番 清水 公雄君
9番 入佐 廣登君	10番 宮司 勳君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

よって、会期は本日1日間に決定しました。

○

◎ 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

議長（宮司勳君）

日程第3、同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（日高光浩君）

（登壇）

同意第1号、監査委員の選任について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

監査委員の中園康與氏が、本年6月18日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

中園氏は、永年、高原町役場に勤務され、平成21年3月に退職後、同年6月19日から監査委員としてその職務を誠実に遂行されております。

中園氏は、温厚誠実な人柄で人望も厚く、卓越した識見は評価されるものであり、地方自治の本旨もよく理解されており監査委員に選任いたしたいと存じます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

（降壇）

議長（宮司勳君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

同意第1号につきまして、1点だけ質疑いたします。

本件、監査委員の選任につきまして、選任に至った経過、どういうふう当局が選任していったかという過程を明らかにしていただきたいと思っております。

議長（宮司勳君）

町長。

町長（日高光浩君）

これまで8年間、監査委員として御尽力いただいております。そしてまた、中園氏におかれましては、これまでの監査意見書などにおきましても、この厳しい高原町の財政状況等を十分勘案しながらも、一方では行財政改革の推進などについて、非常に厳しい見識を持っていらっしゃいます。

また、職員に対する指導などにつきましても、監査委員としての立場からの的確、厳正な指導を

いただいております。これまでの2期8年間の精励されました内容等を、私、十分認識いたしておりましたので、3月下旬、3月議会終了後に3期目の監査委員に就任していただきたく、私のほうからお願いをいたした経緯がございます。

議長（宮司勳君）

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

実績としての適任であるということで、そこは理解しているんですけども、一番最初の1期目ですか、一番最初に選任した時点での選任の経緯というのを教えていただけますか。

議長（宮司勳君）

町長。

町長（日高光浩君）

まず、中園氏につきましては、退職前が総務課長として、4年間だったと思いますけども、高原町の財政実情等行政経験、素晴らしいものがございます。その以前が、病院事務長をされておりましたし、水道課にもおられまして、企業会計などについても非常に識見高い方でございます。これまでの職務遂行ぶりからいたしまして、第1期目のときに適任者であるということで、私は中園氏にお願いをいたした経緯がございます。

以上です。

議長（宮司勳君）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

質疑で大体、選任の経緯を理解いたしましたけれども、昨年度の全市町村の識見者の監査委員のデータを私、目を通したんですけども、全体の3割程度しか行政経験者がいなかったという実情と、本町の町民の方、多数の方々から元行政職員は識見者の監査委員には適さないという御意見を賜っておりますので、立場上、本議案には同意できません。

以上です。

議長（宮司勳君）

次に、賛成の討論はありますか。

次に、反対の討論はありますか。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

○

◎ 日程第4 承認第1号 専決処分について(専決第4号) 高原町税条例の一部を改正する
条例

議長(宮司勳君)

日程第4、承認第1号、専決処分について(専決第4号)。高原町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(日高光浩君)

(登壇)

承認第1号、専決処分について報告いたします。

議案書3ページをお開きください。

高原町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律を初め、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令などの関係法令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、高原町税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

今回の関係法令の主な改正点ではありますが、個人の住民税では、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除・配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるなどの見直しが行われています。

また、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、免税の適用期限につきましては、平成30年度までとされていたところではありますが、平成33年度までと3年間の特例期間の延長が行われております。

このほか、軽自動車税では、グリーン化特例、軽課についての適用期限が2年延長されたほか、固定資産税では、保育の受け皿整備の促進のため、家庭的保育事業等を行う施設につきましては、課税標準額にわがまち特例を適用できることとされております。

こうした関係法令の改正を踏まえまして、税条例の所要の改正を行ったものであります。

なお、改正概要につきましては、担当課長をもって説明をいたさせます。 (降壇)

議長 (宮司勳君)

税務課長。

税務課長 (酒匂政利君) (登壇)

高原町税条例の一部を改正する条例の改正条文の概要を御説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

4ページの第33条、5ページの第34条の9の改正は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、課税方式を決定できることを明確化するものです。

5ページ下段からの第48条及び第50条の改正は、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。

10ページをお開きください。

第51条の改正は、町民税の減免について対象となる者の改正規定であります。

第61条の2は、保育の受け皿の促進のため整備された家庭的保育事業等を行う施設に係る固定資産税の軽減に係る規定の整備であり、固定資産税の課税標準の軽減割合を定めるもので、その割合は地方税法における標準割合としております。

13ページをお開きください。

附則第5条の改正は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備であり、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と変更するものです。

14ページをお開きください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を平成30年度までとしていたものを平成33年度の町民税まで3年間延長するものです。

附則第10条の2の改正は、固定資産税の軽減措置として課税標準額にわがまち特例を定める規定であり、その割合は地方税法における標準割合としております。

15ページをお開きください。

附則第10条の3の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものです。

19ページをお開きください。

附則第16条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について適用期限を2年間延長するもので、初回車両番号指定を受けた(新規登録)日の翌年度分の軽自動車税に限り、概ね75%、50%、25%の税額の軽減を行うものであります。なお、対象車両の基準が厳しくなっており、2020年度燃費基準に対して、プラス30%達成の車両が50%軽減、プラス

10%達成の車両が25%軽減となっております。

20ページをお開きください。

附則第16条の2は、軽自動車税のグリーン化特例に対する賦課徴収の特例に関する規定であります。

22ページをお開きください。

附則第17条の2の改正は、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長するものです。

23ページをお開きください。

附則第20条の2及び第20条の3の改正は、特例適用配当等及び条例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、課税方法を決定できることを明確化するものです。

25ページをお開きください。

附則第1条であります。改正後の条例は、平成29年4月1日から施行するものです。ただし、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定については、平成31年1月1日から施行するもので、平成31年度以降の年度分の個人の町民税について適用するものです。

26ページをお開きください。

附則第5条であります。高原町税条例等の一部を改正する条例（平成26年高原町条例第11号）の一部改正については、本則の改正規定であります。附則第16条の規定に伴う所要の規定の整備で、平成31年10月1日から施行されます。

28ページをお開きください。

附則第6条であります。高原町税条例等の一部を改正する条例（平成29年高原町条例第1号）の一部改正については、同じく本則の改正規定であります。附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備であり、平成29年3月31日から施行されます。

以上でございます。審議のほどをよろしく願いたします。 (降壇)

議長（宮司勳君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

承認第1号、専決第4号、高原町税条例の一部を改正する条例につきまして、2点ほど質疑いたします。

1点目なんですが、本則の附則第8条の改正規定、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するという話ですけれども、ここの部分の根拠法令があり

ましたら教えてください。

2点目です。

同じように、先ほど説明ありましたけれども、わがまち特例についての具体的内容をもう少し詳しく説明いただけますか。

以上です。

議長（宮司勳君）

暫時休憩いたします。

休 憩 10時18分

○

再 開 10時18分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続し、質疑を続行いたします。税務課長。

税務課長（酒匂政利君）

陣議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の肉用牛の特例についてですけれども、地方税法附則第6条第5項による規定で定められているものであります。

続きまして、わがまち特例についてでございます。

議案書10ページの第61条の2については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により、第1項では家庭的保育事業の認可を得たものが、直接当該事業に要する家屋及び償却資産について2分の1、第2項では居宅訪問型保育事業の認可を得たものが、直接事業に要する家庭家屋及び償却資産について2分の1、第3項では事業所内保育事業の認可を得たものが、直接当該事業に要する家屋償却資産について2分の1と定めるものであります。

なお、本町では現在のところ、該当施設はないところでございます。

続きまして、議案書15ページの附則10条の2についてですけれども、これについては先ほど申したわけなんですけれども、第17項で特定事業所内保育施設について2分の1、第18項では緑地保全、緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地について3分の2と定めるものであります。

以上でございます。

議長（宮司勳君）

ほかにございませんか。

4番、中村昇議員。

4番（中村昇君）

固定資産税の特例措置としての減免措置があるんですけども、これはあくまでも国のほうで子育て支援という形での対応措置だと思うんですけども、私も以前、一般質問でも取り上げましたけれども、公立保育所、認可保育所についてはそういった措置が受けられるわけですけども、高原町においては無認可保育園というのがあって、そういう今回の保育の受け皿整備の促進のためということで、今までにないような子育て支援の、こういった固定資産税の減免措置というのが図られておりますけれども、それぞれの自治体で、やはりそういった子育て支援のための保育園のこういった固定資産税の減免措置もあっていいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりについてどう考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

議長（宮司勳君）

町長。

町長（日高光浩君）

ただいま無認可保育所についての減免措置などについての問いがあったところでございます。

保育所とか幼稚園についての保育料の軽減措置を公平に公正にいたしておりますことから、この固定資産税についての減免措置についても、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（宮司勳君）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

次に、賛成の討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

総員起立です。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第5 承認第2号 専決処分について（専決第5号） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（宮司勳君）

日程第5、承認第2号、専決処分について（専決第5号）。国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（日高光浩君）

（登壇）

承認第2号、専決処分について報告いたします。

議案書は31ページでございます。

御案内のとおり、地方税法施行令が改正され、平成29年4月1日に施行されたところがございます。国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行う必要がありましたことから、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の内容でございますが、被保険者間の保険税負担の公平の確保と低所得者層の保険税負担の軽減を図るために改正するもので、平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、条例改正の内容につきましては、担当課長をもって答弁いたさせます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

（降壇）

議長（宮司勳君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（内村秀次君）

（登壇）

条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

まず、第23条第1項第2号でございますが、国民健康保険税の5割軽減の判定所得要件を改正するものでございまして、加算する基準額を26万5,000円から27万円に改正し、判定所得を引き上げるものでございます。

次に、第23条第1項第3号でございますが、国民健康保険税の2割軽減の判定所得要件を改正するものでございまして、加算する基準額を48万円から49万円に改正し、判定所得を引き上げるものでございます。

この条例改正の附則といたしましては、第1項で施行期日を平成29年4月1日とし、第2項でこの改正条例の規定は平成29年度以降の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしたものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

（降壇）

議長（宮司勳君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

2点ほど質疑いたします。

1点目なのですが、国保税の軽減判定所得の見直しについて、判定額をそれぞれ5割軽減について5,000円、2割軽減について、ごめんなさい、間違っているかもしれない。それぞれ引き上げているわけですけれども、この改正によって受ける国保会計全体の影響の額というのを教えていただきたいと思います。

2点目なのですが、平成30年度に向けて、資産割の部分を、1%現在あると思うんですけれども、そこをゼロにもっていくということですが、本年度の改正の見込みというのはどのようなになっていますか、教えてください。

議長（宮司勳君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（内村秀次君）

今回の条例改正によります影響額でございますけれども、額につきまして5月下旬に国民健康保険の運営協議会の中で答申させていただいて決定なものですから、現時点では具体的な計算等はさせてもっておりません。

2点目の平成30年度に向けまして資産割のほうの削減につきまして、一応、平成28年度、昨年におきまして資産割が1%残っております。現時点で協議会のほうに報告しておりませんが、一応29年度は資産割についてはゼロにもって行って、平成30年度県が運営主体になったときには所得割のみになるものと考えております。

以上でございます。

議長（宮司勳君）

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

2点目は理解いたしましたけれども、1点目なんですけれども、判定所得は上げるというのはわかるんですけれども、試算もせずに条例改正、先にやってしまうというやり方はどうかと思うので、今後ちょっと検討いただきたいと思います。答弁は結構です。

議長（宮司勳君）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

次に、賛成の討論はありませんか。

1番、陣圭介議員。

1番（陣圭介君）

国民健康税条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

私、国民健康保険税条例、昨年度から税率の改正についてずっと反対してはいますが、本件の内容についてのみ限定して賛成いたします。

議長（宮司勳君）

ほかに賛成の討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

総員起立です。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第6 承認第3号 専決処分について（専決第6号） 平成28年度高原町一般会計補正予算（第7号）

議長（宮司勳君）

日程第6、承認第3号、専決処分について（専決第6号）。平成28年度高原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（日高光浩君）

（登壇）

承認第3号、専決処分について報告いたします。

平成28年度高原町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,129万7,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ64億2,130万1,000円と定めたものであります。

今回の補正の内容であります。財政調整基金費といたしまして、6,129万7,000円を、計上したものであります。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、ふるさと納税特産品贈呈事業、個人番号カード交付事業、町道改良事業の全3事業、総額1,398万円につきまして、翌年度に繰り越して使用できるよう繰越明許費の追加設定をいたしております。

以上、御承認方よろしくお願いをいたします。

(降壇)

議長（宮司勳君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、陣圭介議員。

1 番（陣圭介君）

本件、補正予算につきまして、1 点だけ質疑いたします。

議案書第 4 ページなんですけれども、総務費として個人番号カード交付事業が繰り越されておりますけれども、総務管理費なので、実際交付に係る部分は余りないと思うのですが、実際、今現状、町の全体として個人番号カードの交付実績ってどのぐらいになっていますでしょうか。

議長（宮司勳君）

総務課長。

総務課長（中嶋秀一君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

平成 29 年 3 月末の状況でございますが、申請件数 8 4 6 件、これに対しまして交付件数が 6 2 5 件となっております。

以上が現状でございます。4 月の 27 日、最新でいきますと 6 3 9 件を交付したところでございます。

以上でございます。

議長（宮司勳君）

1 番、陣圭介議員。

1 番（陣圭介君）

本件事業、国の制度にのっかって、本町が個人番号カードを導入するという形でかなりの予算もつぎ込んでいるわけなんですけれども、実績からいうと全然できていないわけで、予算の無駄遣いというところを避けるためにも、交付事業、せつかく大きい予算かけているわけですから、もう少し申請と交付につながるような形で持って行っていただきたいと思えます。答弁は結構です。

議長（宮司勳君）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

総員起立です。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第7 副議長辞職願

議長（宮司勳君）

日程第7、副議長辞職願を議題とします。

入佐廣登議員から副議長辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、入佐廣登議員の退場を求めます。

(入佐廣登議員 退場)

辞職願を読み上げます。

平成29年4月14日。高原町議会議長、宮司勳殿。高原町議会副議長、入佐廣登。
辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上のとおり辞職願が提出をされました。

お諮りします。

入佐廣登議員の副議長の辞職を許可することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、入佐廣登議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

入佐廣登議員の入場を求めます。

(入佐廣登議員 入場)

入佐廣登議員に申し上げます。

議長に提出されました副議長願は、ただいま許可することに決定しましたので御報告します。

○

議長（宮司勳君）

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、「第1号の追加1」を日程第1として、選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、第1号の追加1を日程第1として、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 10時39分

○

再 開 10時40分

議長(宮司勳君)

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行します。

○

◎ 追加日程第1 副議長の選挙

議長(宮司勳君)

第1号の追加1、日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、清水公雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました清水公雄議員を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

1番、陣圭介議員。

1 番（陣圭介君）

さきの副議長の辞職願につきまして、私は賛成いたしませんでしたので、本議案については同意できません。

議長（宮司勳君）

それでは、お諮りします。

清水公雄副議長の就任ついて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、副議長に清水公雄議員を決定をいたしました。

ただいま、副議長に当選されました清水公雄議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで副議長より、挨拶があります。清水公雄議員。

副議長（清水公雄君）

（登壇）

ただいま副議長の議長のほうで指名推選に承諾されました清水でございます。

議長を補佐し、町民の皆さんの負託に応え、議会の活性化と皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたします。

（降壇）

○

◎ 日程第 8 常任委員会委員の選任

議長（宮司勳君）

次に、日程第 8、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、総務経済常任委員会に、松元茂春議員、温谷文雄議員、中村昇議員、反田吉巳議員、宮司勳議員、以上の 5 人を指名します。

文教厚生常任委員会委員に、益本一博議員、入佐廣登議員、清水公雄議員、北迫泉議員、陣圭介議員、以上の 5 人を指名します。

一般会計予算・決算常任委員会委員に、益本一博議員、北迫泉議員、温谷文雄議員、松元茂春議員、中村昇議員、反田吉巳議員、入佐廣登議員、清水公雄議員、陣圭介議員、宮司勳議員、以上 10 人を指名します。

各常任委員会の委員長及び副委員長であります。委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の互選となっておりますので、各委員会で互選の上、議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 45 分

再 開 10時45分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

御報告します。

各常任委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告されました。

総務経済常任委員会委員長、温谷文雄議員、総務経済常任委員会副委員長、反田吉巳議員、文教厚生常任委員会委員長、入佐廣登議員、文教厚生常任委員会副委員長、陣圭介議員、一般会計予算・決算常任委員会委員長、清水公雄議員、一般会計予算・決算常任委員会副委員長に反田吉巳議員、以上のとおりです。

◎ 日程第9 議会運営委員会委員の選任

議長（宮司勳君）

日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、温谷文雄議員、入佐廣登議員、清水公雄議員、反田吉巳議員、陣圭介議員、以上の5人を指名をします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長であります。委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選となっておりますので、議会運営委員会において互選の上、議長まで報告をお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時47分

再 開 10時47分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

御報告します。

議会運営委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告をされました。

議会運営委員会委員長、温谷文雄議員、議会運営委員会副委員長、入佐廣登議員、以上のとおりであります。

◎ 日程第10 活性化対策特別委員会委員の選任

議長（宮司勳君）

日程第10、活性化対策特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、益本一博議員、北迫泉議員、温谷文雄議員、入佐廣登議員、清水公雄議員、松元茂春議員、中村昇議員、反田吉巳議員、陣圭介議員、以上の9名を指名します。

活性化対策特別委員会の委員長及び副委員長ですが、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選となっていますので、特別委員会において互選の上、議長まで報告をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時48分

○

再 開 10時48分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

御報告します。

活性化対策特別委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告をされました。

活性化対策特別委員会委員長、入佐廣登議員、活性化対策特別委員会副委員長、温谷文雄議員、以上のとおりです。

○

◎ 日程第11 議会だより編集委員会委員の選任

議長（宮司勳君）

日程第11、議会だより編集委員会委員の選任を行います。

議会だより編集委員会委員の選任については、議長において指名をいたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会だより編集委員会委員の選任は議長が指名することに決定しました。

議会だより編集委員に、益本一博議員、中村昇議員、松元茂春議員、陣圭介議員、以上4人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の方を議会だより編集委員会委員に選任することに決

定しました。

議会だより編集委員会の委員長及び副委員長であります。議会だより編集委員会規程第5条第2項の規定により、委員の互選となっておりますので、議会だより編集委員会において互選の上、議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時50分

○

再 開 10時50分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

御報告します。

議会だより編集委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告をされました。

議会だより編集委員会委員長、松元茂春議員、議会だより編集委員会副委員長、中村昇議員、以上のとおりです。

○

◎ 日程第12 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙

議長（宮司勳君）

日程第12、西諸広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をします。

西諸広域行政事務組合議会議員に、中村昇議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました中村昇議員を、西諸広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、中村昇議員が西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました、中村昇議員が議場におられますので、本席から議会規則第33条第2項の規定により告知いたします。

御承諾をお願いします。

○

◎ 日程第13 霧島美化センター事務組合議会議員の選挙

議長(宮司勳君)

日程第13、霧島美化センター事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

霧島美化センター事務組合議会議員に、益本一博議員、温谷文雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました益本一博議員、温谷文雄議員を、霧島美化センター事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました益本一博議員、温谷文雄議員が霧島美化センター事務組合議会

議員に当選されました。

ただいま、霧島美化センター事務組合議会議員に当選されました益本一博議員、温谷文雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

御承諾願います。

◎ 日程第14 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦

◎ 日程第15 高原町都市計画審議会委員の推薦

議長（宮司勳君）

日程第14、西諸広域行政事務組合監査委員の推薦から日程第15、高原町都市計画審議会委員の推薦までの2件を一括議題といたします。

西諸広域行政事務組合監査委員1人、高原町都市計画審議会委員2人について町長から推薦を依頼されておりますので、これより議長において指名します。

西諸広域行政事務組合監査委員に、松元茂春議員を指名します。

高原町都市計画審議会委員に、松元茂春議員、中村昇議員を指名をします。

お諮りします。

ただいま推薦しましたとおり、それぞれ推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の指名どおり、推薦することに決定しました。

◎ 日程第16 議席の一部変更

議長（宮司勳君）

日程第16、議席の一部変更を行います。

副議長選挙及び常任委員会委員の任期満了による委員会構成変更に伴い会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

益本一博議員の議席を1番に、松元茂春議員の議席を2番に、反田吉巳議員の議席を6番に、入佐廣登議員の議席を7番に、陣圭介議員の議席を8番に、清水公雄議員の議席を9番に、それぞれ変更します。

◎ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（宮司勳君）

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

所掌事務調査事項については、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

所掌事務調査事項については、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、所掌事務調査事項については、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全部終了をいたしました。

これにて、平成29年第2回高原町議会臨時会を閉会します。

○

◎ 閉 会

10時56分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員